NAGASHIMA 長島・大野・常松法律事務所

Products Law Update

プロダクト・ローニュースレター

Products Law Update
～プロダクト・ローニュースレター～ 創刊のご案内

長島・大野・常松法律事務所は、今般「Products Law Update ～プロダクト・ローニュースレター～」を創刊いたしました。「プロダクト・ロー」は、製品の企画・開発から市場投入後の対応に至るまで、製品のライフサイクル全体を通じて生じる法的課題を横断的に捉える分野です。製品安全、製造物責任、消費者保護をはじめ、製品をめぐる法規制は広範にわたり、国内外における規制の新設・改正や執行の動向は、企業の事業活動に幅広く影響を及ぼします。本ニュースレターでは、こうしたプロダクト・ローに関する国内外の重要な法令、ガイドライン、裁判例等の動向を取り上げ、企業実務への影響や対応上のポイントを分かりやすくお伝えしていきます。

2026 年 9 月　No.1

EU 電池規則 11 条の適用に備える
―電池の取外し・交換可能性に関する新たな委任規則と改訂ガイダンス

弁護士 中所 昌司

1. はじめに

EU 電池規則（Regulation（EU）2023/1542）11 条は、ポータブル電池及び LMT 電池[1]の取外し・交換可能性に関する義務を定めており、2027 年 2 月 18 日から適用されます[2]。欧州委員会は 2026 年 7 月 14 日、11 条 2 項の対象製品を追加する委任規則 C(2026) 5031[3]を採択し、同日、11 条全体の適用に関する改訂ガイダンス C(2026) 5032[4]を公表しました。ただし、本稿執筆時点において、委任規則は欧州議会及び理事会による異議申立期間中であり、EU 官報への掲載、正式な規則番号の付与及び発効は確認されていません[5]。

委任規則は、エンドユーザーによる交換ではなく、独立した専門業者が電池を取外し・交換できれば足り

[1] 電動自転車や電動スクーター等の軽量輸送手段（light means of transport）の駆動用電池（3 条 1 項 11 号参照）。以下、EU 電池規則の条文番号については、規則名（EU 電池規則）を省略します。

[2] Regulation (EU) 2023/1542 of the European Parliament and of the Council of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, OJ L 191, 28.7.2023, 11 条及び 96 条 2 項(a)。なお、理事会の交渉方針では、後述の委任規則により 11 条 2 項の例外対象として新たに追加される製品について、11 条の適用を 2028 年 8 月 18 日まで延期することが提案されています（Council of the European Union, 11147/26, 附属書 1 条(3a)）。

[3] European Commission, C(2026) 5031 final, Commission Delegated Regulation (EU) …/… of 14 July 2026 on supplementing Regulation (EU) 2023/1542 of the European Parliament and of the Council as regards derogations for the removability and replaceability of portable batteries.

[4] European Commission, C(2026) 5032 final, Commission Notice, Commission guidelines to facilitate the harmonised application of provisions on the removability and replaceability of portable and LMT batteries in Regulation (EU) 2023/1542.

[5] 異議申立期間の終了予定日は 2026 年 10 月 14 日ですが、欧州議会又は理事会の発意により当該期間は 2 か月延長され得ます（89 条 6 項）。

© 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

る製品カテゴリーを追加するものです。

一方、改訂ガイダンスは、例外の判断だけでなく、互換電池、スペア電池及びソフトウェア制限を含む 11 条全体について実務的な説明を加えています。ただし、これは欧州委員会の見解を示すもので、法的拘束力はありません。

本稿では、EU 向けに電池内蔵製品を供給する日本メーカーに関係し得る事項について、説明します。

2. 11 条の基本ルール

11 条 1 項の原則は、ポータブル電池を組み込んだ製品を EU 市場に投入する者に対し、製品の寿命を通じて、エンドユーザーが電池全体を容易に取外し・交換できるようにすることを求めるものです。市販の工具で取り外せることが基本であり、特殊工具（specialised tool）が必要であれば製品に無償で付属させる必要があります。一般に入手できないメーカー専用工具（proprietary tool）、熱エネルギー又は溶剤による分解を必要とする構造は認められません。また、電池の使用、取外し及び交換に関する説明と安全情報を製品に添付し、エンドユーザーが理解しやすい形で公開ウェブサイト上に恒久的に掲載する必要があります。

11 条 2 項は、この原則に対する部分的な例外です。同項に列挙された製品については、エンドユーザー自身による交換までは求められず、独立した専門業者（independent professional）が取外し・交換できれば足ります。しかし、電池を取外し・交換可能にする義務そのものがなくなるわけではありません。

11 条 3 項は、電力供給の継続及び製品と電池との恒久的接続が、ユーザー及び製品の安全性、又はデータの収集・提供を主要機能とする製品のデータ完全性を確保するために必要な場合、11 条 1 項を適用しないと定めています。

区分	主な対象・条件	取外し・交換を行える者	規定の内容
11 条 1 項 （原則）	ポータブル電池内蔵製品	エンドユーザー	電池全体を容易に取外し・交換可能にする必要
11 条 2 項 （部分的例外）	列挙された一定の製品	独立した専門業者	エンドユーザーによる取外し・交換可能性までは不要
11 条 3 項 （11 条 1 項不適用）	継続的電力供給・恒久接続が安全性又はデータ完全性に必要	—	11 条 1 項の義務を適用しない

LMT 電池については、11 条 5 項により、独立した専門業者が、電池パック全体だけでなく、電池パックに含まれる個別セルも製品寿命中に取外し・交換できる必要があります[6]。

3. 11 条 2 項の例外―追加カテゴリーと例外該当性の判断

委任規則が発効すると、従来の湿潤環境用機器及び一定の医療関連製品に加え、主として、①一定の小型又は密封型ウェアラブル製品、②2030 年 7 月 31 日までの一定の充電式電池内蔵電動玩具、③食品調理時の食品接触用ワイヤレス温度計プローブ、④爆発性雰囲気で使用される機器等を対象とする ATEX 指令（Directive 2014/34/EU）の対象製品、⑤皮下投薬用の装着型システム、及び⑥農業・建設機械の屋根に設

[6] なお、欧州委員会は、11 条 5 項について、LMT 電池パック内の取外し・交換可能性を求める単位を個別セルから個別モジュールに変更する改正案を提案しています（COM(2025) 981 final, 1 条(2)）。この改正案は、本稿執筆時点では成立していません。

© 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

置され、振動、粉じん及び湿潤条件にさらされるテレマティクス機器が、11 条 2 項の対象に加わります。ただし、上記のカテゴリーの多くについては、取外し・交換を独立した専門業者に限定することがユーザー及び製品の安全確保に必要な場合に限り、11 条 1 項の例外となります。

多くの製品に共通して参考になるのが、湿潤環境用機器に関する改訂ガイダンスの考え方です。単に防水性能を備え、湿潤環境でも使用できるというだけでは、例外に該当しません。改訂ガイダンスは、例外を適用するための指標として、製品が湿潤環境で作動することを主目的として設計され、その環境が通常の主たる使用環境であり、洗浄又はすすぎを予定していることを挙げています。さらに、改訂ガイダンスは、エンドユーザーによる電池交換がユーザー又は製品の安全性を損なうこと、及び、現状の技術では、安全性又は製品の性能・機能を大きく損なわずに設計変更する方法がないことについて、EU 市場への投入時の製品文書に根拠があることを、例外該当性を判断するための指標として示しています[7]。そのため、例外に依拠するメーカーにとっては、EU 市場への投入後に理由を組み立てるのではなく、設計段階で、安全性及び設計変更可能性を評価し、記録化しておくことが実務上有用です。

なお、IP rating（防じん・防水に関する保護等級）は、想定される水への暴露を把握する参考にはなります。しかし、IP rating は筐体の水や粉じんへの耐性を示すものであり、その環境が製品の主たる使用環境か、又は安全性や製品の性能・機能を大きく損なわずに設計変更が可能かまでは示しません。そのため、改訂ガイダンスは、IP rating だけでは例外該当性を立証できないとしています。

ウェアラブル製品の例外該当性については、二つの検討経路があります。第一に、湿潤環境での使用を主目的とし、上記の条件を満たす場合には、湿潤環境用機器として 11 条 2 項の対象となり得ます。第二に、湿潤環境用機器に該当しなくても、ユーザーが電池にアクセスすると安全性、耐久性又は耐水性が損なわれ、かつ、小さ過ぎて安全な交換が困難であるか、機能維持のため小型の密封筐体を必要とする場合には、委任規則で追加される別の例外に該当し得ます[8]。したがって、ウェアラブル製品については、製品ごとにどの要件を満たすかを確認する必要があります。

4. 物理的に電池を外せるようにするだけでは足りない

(1) 互換電池

11 条 6 項は、「交換可能」といえるためには、取り外した電池を、製品の機能、性能又は安全性を損なわない別の互換電池（compatible battery）に置き換えられることを求めています。したがって、筐体を開けて電池を物理的に取り出すことができるだけでは、11 条への対応は十分ではありません。

改訂ガイダンスは、製品に当初組み込まれた電池だけでなく、互換電池も使用できるよう、電池及び製品を設計すべきと説明しています[9]。また、改訂ガイダンスは、取扱説明書その他の文書に、交換手順に加えて、安全に使用できる互換電池が満たすべき技術仕様を記載することを強く推奨しています。

(2) スペア電池及び締結部品

11 条 7 項は、ポータブル電池又は LMT 電池を組み込んだ製品について、当該製品モデルの最後の個体を EU 市場に投入した後、最低 5 年間、電池をスペア部品として提供することを求めています。提供先は独立した専門業者及びエンドユーザーであり、価格は合理的かつ非差別的でなければなりません。

さらに、電池の取外し・再組立てに必要な締結部品（fastener）が再利用できない場合、改訂ガイダンス

[7] 改訂ガイダンス 3.2.1 項。
[8] C(2026) 5031, 1 条（EU 電池規則改正後の 11 条 2 項(c)）；改訂ガイダンス 3.2.3 項。
[9] 改訂ガイダンス 5.1 項。

ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

は、その締結部品もスペア部品として提供すべきと説明しています[10]。交換後に製品を安全に再組立てできなければ、実質的な交換可能性が失われることになるため、電池の供給期間及び価格設定に加え、交換に必要な締結部品の供給体制についても確認することが考えられます。

(3) ソフトウェア及び parts-pairing

11 条 8 項は、ポータブル電池若しくは LMT 電池の別の互換電池への交換、又はこれらの電池の主要部品の別の主要部品への交換を、ソフトウェアによって妨げてはならないと定めています。これについて改訂ガイダンスは、製品の正常な作動及び安全性を確保するため、製品と交換電池との通信にソフトウェアを用いること自体は可能であるとする一方、そのソフトウェアが互換電池への交換を妨げてはならないと説明しています[11]。

改訂ガイダンスは、交換を妨げるソフトウェアの例として、電池を含むスペア部品をソフトウェアで特定の製品個体と紐付ける parts-pairing を挙げています。このような仕組みにより、スペア部品を製品と再度遠隔でペアリングしなければ、スペア部品が受け入れられず、又は一部の機能が失われることがあると説明しています。改訂ガイダンス上、非純正の交換用電池を使用している旨をユーザーに通知することは可能とされていますが、その通知が製品若しくは互換電池の機能又はユーザー体験に影響を与えてはならないとされています。

このため、11 条への対応では、物理的な交換可能性だけでなく、交換後の互換電池の使用を妨げるソフトウェア上の制限がないかも確認する必要があります。

5. 2027 年 2 月 18 日に向けて確認すべき事項

EU 向けに電池内蔵製品を供給する日本メーカーは、2027 年 2 月 18 日の 11 条の適用開始に向けて、少なくとも次の事項を、製品単位で確認することが推奨されます。

① 対象製品の洗出し

EU 向け製品に組み込まれた電池を把握し、ポータブル電池又は LMT 電池に該当するかを確認します。

② 適用されるルール・例外の確認

ポータブル電池については、11 条 1 項の原則、11 条 2 項の部分的例外又は 11 条 3 項により 11 条 1 項が適用されない場合のいずれに該当するかを確認します。LMT 電池については、11 条 5 項により、独立した専門業者が、電池パック全体だけでなく、電池パックに含まれる個別セルも製品寿命中に取外し・交換できるかを確認します。

③ 例外又は不適用に依拠する場合の技術的根拠の確認・文書化

11 条 2 項の例外又は 11 条 3 項の不適用に依拠する場合は、それぞれの要件を技術的に評価し、判断根拠を文書化します。特に 11 条 2 項(a)の湿潤環境用機器については、製品の主たる使用環境、エンドユーザーによる電池交換が安全性に与える影響、設計変更の可能性等を確認します。

④ 交換・修理方法の確認

電池の取外し・交換の手順、必要な工具、説明書及び安全情報を確認します。独立した専門業者によ

[10] 改訂ガイダンス 5.2 項。
[11] 改訂ガイダンス 5.3 項。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

る交換が前提となる製品については、その交換を実施できる体制についても確認します。

⑤　スペア電池・締結部品・互換電池への対応の確認

スペア電池の供給期間及び価格を含む供給体制、再利用できない締結部品の供給並びに互換電池への交換可能性を確認します。互換電池については、必要に応じて、安全に使用できる電池の技術仕様も整理します。

⑥　ソフトウェアによる交換制限の確認

parts-pairing 等のソフトウェア上の仕組みにより、交換した互換電池が製品に受け入れられず、又は交換後に機能の一部が利用できなくなるなど、互換電池への交換を妨げることがないかを確認します。

2027 年 2 月 18 日より前に同一モデルの製品が EU 市場に投入されていたとしても、同日以降に EU 市場に初めて投入される個々の製品については、11 条の要求事項への対応が必要になると考えられるため[12]、同日前後の在庫及び流通計画についても確認が必要です。

上記のとおり、11 条の要求事項への対応は、電池を物理的に取り外せるようにすることだけではありません。製品の構造及び用途に加え、互換電池への交換可能性、スペア電池の供給、ソフトウェア上の制限の有無、個々の製品が EU 市場に初めて投入される時期等について、関係部門で確認する必要があります。

2026 年 9 月 28 日

[12] 96 条 2 項(a); European Commission, The 'Blue Guide' on the implementation of EU product rules 2022, 2022/C 247/01, 2.3 項参照。なお、改訂ガイダンス 5.2 項は、11 条 7 項のスペア電池供給義務との関係で、2027 年 2 月 18 日前に EU 市場に投入された製品には同義務が適用されないとの見解を示しています。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

[執筆者]

中所 昌司（弁護士・パートナー）
masashi.chusho@nagashima.com

2001 年東京大学教養学部基礎科学科量子科学コース卒業。2003 年東京大学大学院総合文化研究科相関基礎科学系修士課程修了。弁護士登録前は、電子部品メーカーの研究開発部門で技術者として勤務。2009 年弁護士登録（第一東京弁護士会）。
国内外の特許紛争・ライセンス交渉、技術標準に関連する知的財産問題、製品の品質・性能をめぐる紛争などを中心に取り扱っている。

[編集者]

中所 昌司（弁護士・パートナー）masashi.chusho@nagashima.com

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

ニュースレターの配信登録を希望される場合には、<https://www.nagashima.com/newsletters/>より「Legal Lounge」に会員登録ください。
ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter@nagashima.com>までご連絡ください。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu